

労働者派遣法に基づく情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23 条第5 項の定めにより、労働者派遣事業に係る以下の情報を公開いたします。

事業所名称	株式会社タカラエンジニアリング
事業所所在地	大阪市北区本庄東2丁目2番31号 新納ビル3階

1.派遣労働者の数

派遣労働者の数(2025/6/1付)	4 人
--------------------	-----

2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の数(2025/6/1付)	2 社
------------------	-----

3.派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

対象期間:2023年9月1日～2024年8月31日

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	23,925 円
派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	16,119 円
マージン率	32.6 %

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費、事業経費などが含まれています。
また、派遣料金には消費税は含まれておりません。

4.キャリア形成支援制度に関する事項

種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給	費用負担
新規採用者訓練 (入構説明、器具工具の使用方法)	当社が指定する派遣労働者	OJT	派遣先	有給	無し
職能別訓練 (改善・5S)		OFF-JT (eラーニング)	派遣元		
職種転換訓練 (OA機器操作)					
階層別訓練 (コミュニケーションスキル、コーチングスキル)					
その他の教育訓練 (会話、交渉力、プレゼン)					

キャリアコンサルティング相談窓口(平日10:00～17:00)	TEL:06-6375-0095
---------------------------------	------------------

5.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等	社会保険、雇用保険、有給休暇、定期健康診断
-------	-----------------------

6.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として、当社と雇用契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2026年3月31日



ヒューマンテクノロジー

株式会社 タカラエンジニアリング